

寒川町規則第8号

寒川町事務分掌等に関する規則の一部を改正する規則

寒川町事務分掌等に関する規則（昭和57年寒川町規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条企画部企画政策課の項中「部長会議」を「全庁会議」に、学び育成部子育て支援課の項中「子育て世代包括支援センター事業」を「こども家庭センター」に改め、建設部都市整備課市街地整備担当の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。